

## 緑住タイプ

既存集落内の農地等を、新たに集落環境と調和する宅地として開発する場合に活用するタイプです。

### 土地の要件

市街化区域からの距離が1キロメートル未満の土地

### 予定建築物の用途

専用住宅

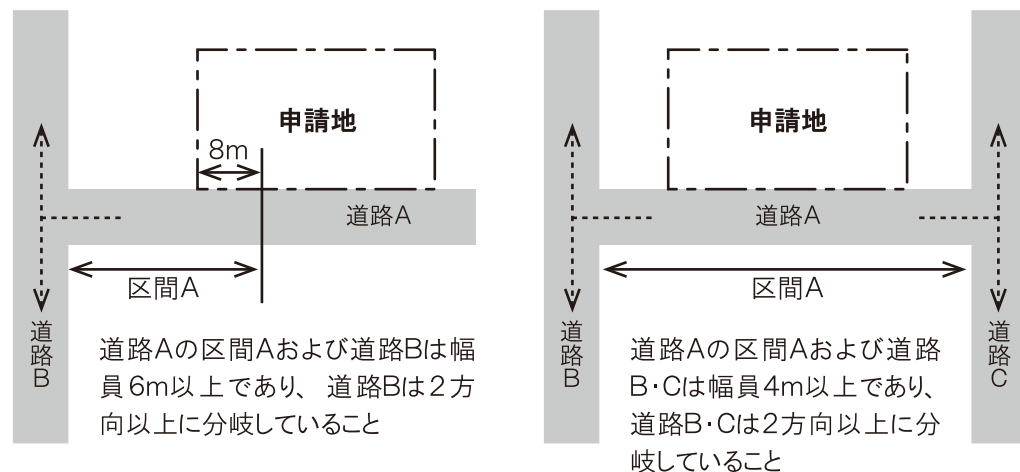
### 開発区域面積の上限

なし

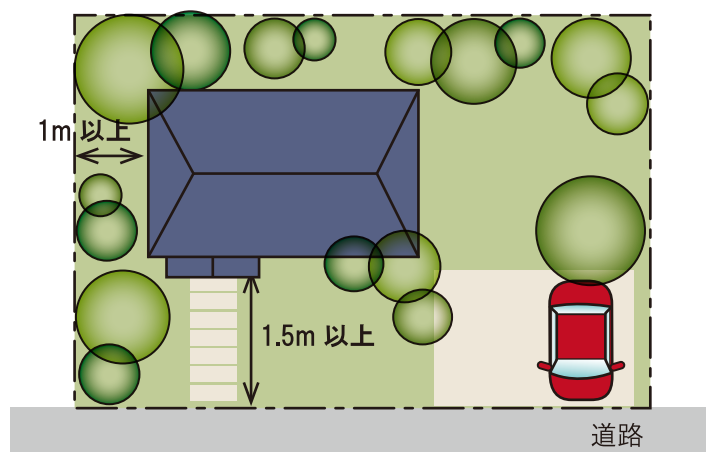
### 道路の要件

原則として申請地まで至る道路の幅員が6メートル以上（申請地から双方向へ通り抜ける道路の幅員が4メートル以上）  
また、申請地が上記道路に8メートル以上接していること

### 道路要件のイメージ



## 緑住タイプによる敷地のイメージ



- 敷地面積：300㎡以上
- 建ぺい率：30%以下
- 容積率：50%以下
- 高さ：10m以下
- 北側斜線：5m+1：0.6
- 壁面後退距離：道路側1.5m以上、その他1m以上
- 緑地率：20%以上

\*他の法令等の定めがある場合には、この限りではありません。

制度施行日 平成30年11月30日

\*このパンフレットは、制度のあらましを示したものです。  
制度の詳細や個別のご相談につきましては、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

担当：小田原市都市部 開発審査課 調査係  
電話：0465-33-1441（直通）

既存集落の維持と営農環境の保全を目指して

# 既存集落持続型 開発許可制度のあらまし

小田原市では、人口減少・高齢化が進展する中でも市街化調整区域の既存集落を維持し、営農環境を保全するため、「既存宅地開発許可制度」と「優良田園住宅型連たん区域開発許可制度」とを再編し、平成30年11月30日から新たに「既存集落持続型開発許可制度」を施行することになりました。

なお、農家分家住宅や建替えなど、他の制度につきましては、これまでどおりです。